

これまでの活動を振り返って

電力・ガス取引監視等委員会

(委員長) 八田達夫

(委員) 稲垣、北本、林、圓尾

電取委に与えられた設置目的

- 電取委の電事法上の設置目的は、
「**電力の適正な取引の確保**」である。（例えば114条1項）
- この意味を、立法審議における国会答弁(次ページ参照)に基づいて、
つぎの3項目に明確化できる。
 - ① 競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする
 - ② 市場への信頼を守る
 - ③ NW部門が適正な運用を確保する
- 当委員会は、2015年に設立されてからこれまで、この3項目に基づいて、事業者への指導や制度改正の提案などを積極的に行ってきた。

(なおこの三項目は、2018年6月に、「電力・ガス取引監視等委員会 運営理念」として委員会決定した)

(参考)

- 電取委の設置目的は、「**電力の適正な取引の確保**」である。これは、電事法の各種の条文（例えば114条1項）から明らかである。しかし、その具体的な意味内容は明確ではない。
- 宮沢洋一経済産業大臣（当時）は、平成27年4月22日の衆議院経済産業委員会において、その具体的な意味として、以下のように「**競争の確保**」を挙げた。

「自由化される市場においてこうした競争が適切に行われているかを厳しく監視していく、そして競争状態を常に保っていく、こういうことをやっていくことになろうかと思えます。」
- 多田電力ガス事業部長（当時）は、平成27年6月4日の参議院経済産業委員会において、「競争の確保」の具体的な内容の例としては、
 - (a) 自由化される市場での**取引の適切な監視**
 - (b) **ネットワーク部門の中立性確保**のための行為規制の遵守状況の監視であると答弁した。

「電事業あるいはガス事業などにおきまして、今回、小売の全面自由化、あるいは法的分離を実施するに当たり、これらを実効あるものとして実現するためにも、自由化される市場におけます取引の適切な監視というものと、それからネットワーク部門の中立性確保のための行為規制の遵守状況の監視、これらの業務が非常に重要になるわけですが、これらを担う… 機関を設けることとしたわけですが。」

電取委は何を目指してきたか

設置目的の3項目をさらに具体的に記述すると次のようになる。

1. 競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする

- 制度改善の提案
- 市場支配力を有する事業者への要請

2. 市場への信頼を守る

- 市場の監視、問題となる取引行為への指導

3. NW部門の適正な運用を確保する

- 地域独占であるNW部門の託送料金（規制料金）の審査・事後評価
- NW部門の監視、託送業務において問題があった場合への指導

これまでの主な成果（電力関係）

①競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする

スポット市場等における公正性の確保と取引量の拡大

- 高値で入札を行っていた東電EPに対する業務改善勧告（2016年11月）
- 旧一電によるグロスビディング（スポット市場を通じた社内取引）の促進（2017年4月）
- （間接オークション方式の連系線利用ルールを導入（2018年10月））
- FIT余剰分入札時の価格の考え方を整理（2018年12月）
- 旧一電の発電部門が社内向け・社外向けを公平に扱うよう要請（2020年7月）



スポット市場の取引量増大＋適正な価格形成

- スポット取引が電力需要に占める割合： **2.1%**（2016年4月） → **35.5%**（2020年3月）
- スポット市場価格： **7.2円/kWh**（2016年3月） → **6.0円/kWh**（2020年3月）（▲17%）
（参考）同期間のLNG価格：42.5千円/MT → 53.4千円/MT（+26%）

スポット市場における不適切な取引行為の是正

- 東京電力エナジーパートナー(東電EP)は、2016年4～8月にかけて、**同社の限界費用よりもかなり高い価格**でスポット市場に売り入札を行っており、これによってスポット価格が高止まりするという現象が生じていた。(委員会が市場価格の分析を通して把握)
 - スポット市場はシングルプライスオークション方式であることから、発電事業者が市場支配力を有さない場合には、余剰電力の全量をその限界費用で売り入札することが、利益を最大化する経済合理的な行動となる。
- 同社は、スポット市場において高い市場シェアを有し、自社の入札行動によって市場価格が変動しうることを認識しつつこのような行為を行っていたことから、委員会は、この行為が市場価格に重大な影響を及ぼす取引であり、ガイドラインに定める**相場操縦に該当するものと判断し**、2016年11月、同社に対しこのような行為を止めるよう**業務改善勧告**を行った。

東電EPの行為 (2016年4月～8月)

- 東電EPは、各入札コマにおける限界可変費と「**閾値**」※のうち高い方を入札。
- ※ 小売料金の原価と同等の月毎の固定価格
- 総入札コマ数のうち、約3割のコマ(平日昼間)において「**閾値**」で入札。
- 「**閾値**」で入札したコマのうち、約6割において約定価格が上昇し(相場のつり上げ)、約定量も減少 → 仮に、限界可変費で入札していた場合、約定価格が下落し、約定量が増加する

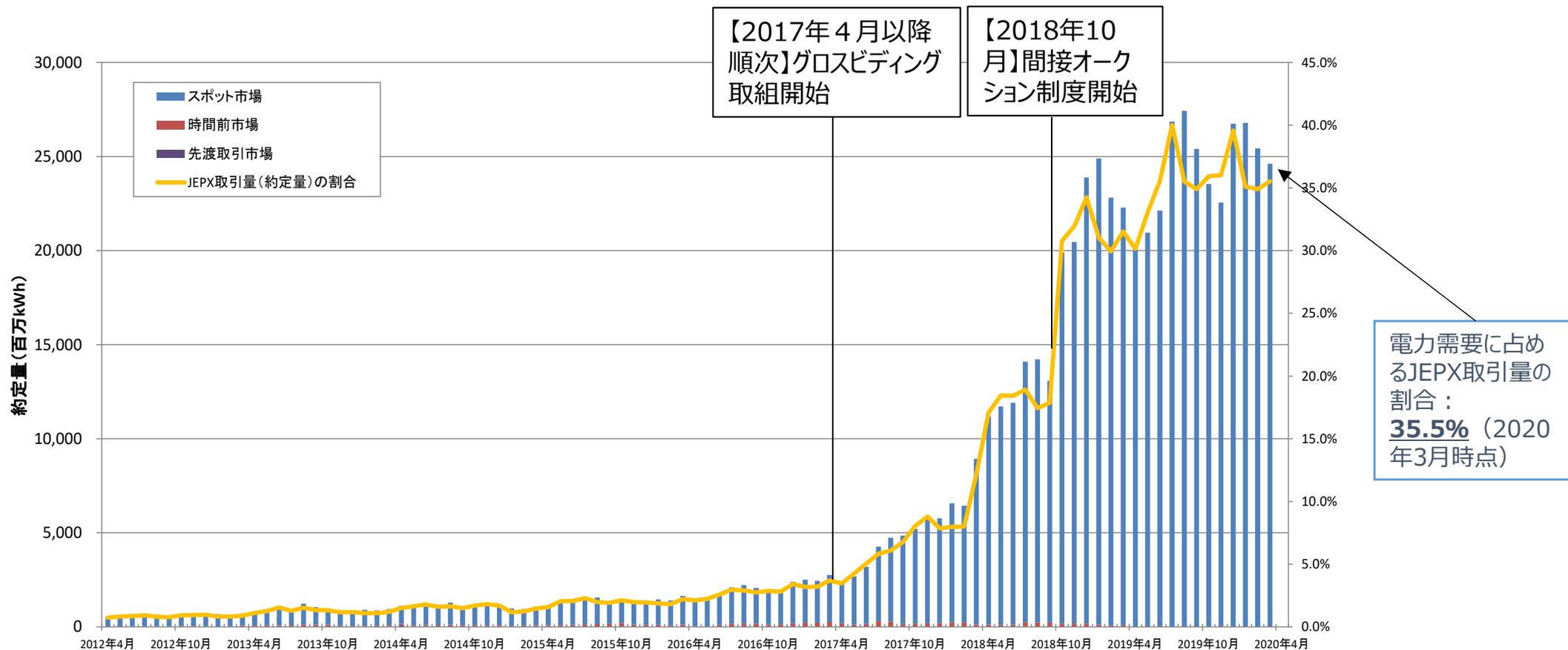
委員会の業務改善勧告 (2016年11月17日)

- (1) 「**閾値**」を用いた売り入札価格の設定を以後行わないこと
- (2) 上記(1)の社内の周知徹底、及び遵守のための社内体制整備
- (3) 上記(2)のために取った具体的な措置の委員会への報告

電力需要に占めるJEPXの取引量の割合

- JEPXにおける取引量（約定量）が電力需要に占める割合は、小売全面自由化（2016年4月）の2.1%から、2020年3月時点で35.5%にまで大きく増加。

JEPX取引量(約定量)と割合の推移
(2012年4月～2020年3月)



電力需要に占めるJEPX取引量の割合：
35.5% (2020年3月時点)

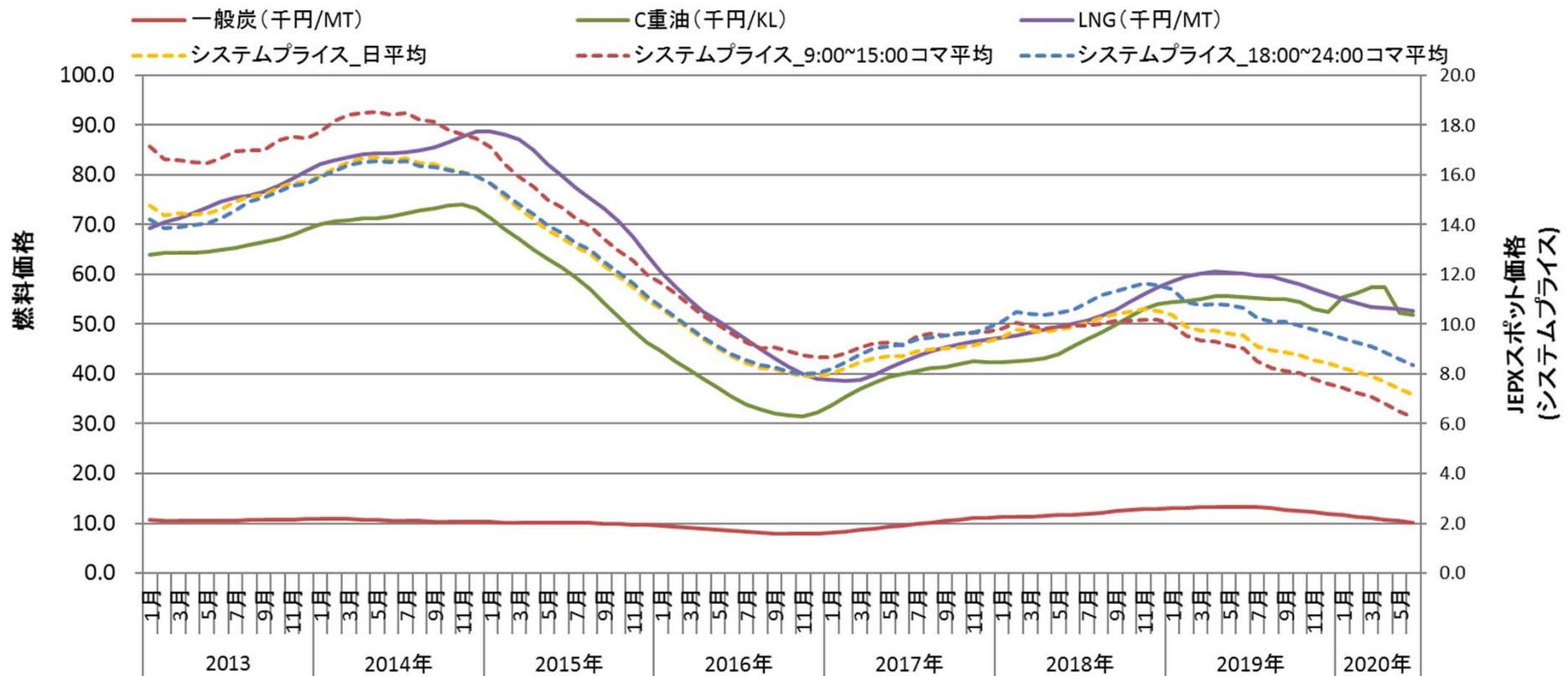
	2012年4月	2013年4月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年3月
JEPX取引量の割合	0.7%	1.1%	1.5%	1.6%	2.1%	3.5%	17.1%	30.1%	35.5%
(内スポット市場の割合)	0.7%	1.0%	1.4%	1.5%	2.1%	3.2%	16.9%	29.9%	35.1%

JEPXスポット価格と燃料価格の長期的な動き

- JEPXスポット価格の12ヶ月移動平均は、LNGやC重油の価格とほぼ同じ動きをしているが、2019年以降、その低下の程度が大きくなっている。
- この要因としては、限界費用が0である太陽光・風力が増加していること、また、2018年12月にその売り入札価格の適正化を図ったことがあると考えられる。

JEPXスポット価格と燃料価格の推移(12ヶ月移動平均)

(2013年1月～2020年6月)



出所：財務省 貿易統計より電力・ガス取引監視等委員会作成

※ 燃料価格は輸入CIF価格、2019年4、7、8、10、12月、2020年2、3月のC重油については貿易統計での記載なし。

これまでの主な成果（電力関係）

②市場の信頼を守る

小売事業者の不適正な営業活動等にきめ細かく是正を指導

- 電気料金の過大請求を多数発生させた新電力（あくびコミュニケーションズ）に対する業務改善勧告（2019年12月）
- 電気の小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する需要家への書面交付を行わなかった中部電力ミライズに対する業務改善勧告（2020年7月）
- 委託先による電話勧誘において十分な説明をせず契約を締結した東電EPに対する業務改善勧告（2020年9月）

など



消費者・需要家における電力市場に対する信頼を確保・維持

これまでの主な成果（電力関係）

③NW部門の適正な運用を確保する

送配電事業者(10社)から申請された託送料金を厳しく査定

(2015年9月~12月)

中立・適正な送配電事業の確保

- 東電P Gの電力量通知遅延問題への対応（業務改善勧告）（2016年6月）
- 系統接続する発電事業者に工事費負担金の過大請求を多数発生させた東北電力に対する業務改善勧告（2018年5月）
- 旧一電BGが有利となっていた託送供給約款における送電ロス率の改定を要請（2019年7月）
（再エネ発電等の系統接続に関する相談への対応は広域機関が実施（2015年～））

より市場メカニズムが機能する仕組みの整備

- 2022年度以降のインバランス料金制度の詳細設計（2020年3月）
- 新たな託送料金制度の詳細設計（現在進行中）

2015年審査における託送供給等約款の認可

- 2015年12月18日、電力取引監視等委員会（当時）の下に設置された電気料金審査専門会合における審議結果も踏まえ、各電力会社の新たな託送供給等約款を経産大臣が認可。

託送料金平均単価（低圧向け）

	申請時の 託送料金単価	認可後の 託送料金単価
北海道	8.89 [円/kWh]	8.76 [円/kWh] (▲0.13円)
東北	9.76 [円/kWh]	9.71 [円/kWh] (▲0.05円)
東京	8.61 [円/kWh]	8.57 [円/kWh] (▲0.04円)
中部	9.03 [円/kWh]	9.01 [円/kWh] (▲0.02円)
北陸	8.08 [円/kWh]	7.81 [円/kWh] (▲0.27円)
関西	7.86 [円/kWh]	7.81 [円/kWh] (▲0.05円)
中国	8.45 [円/kWh]	8.29 [円/kWh] (▲0.16円)
四国	8.66 [円/kWh]	8.61 [円/kWh] (▲0.05円)
九州	8.36 [円/kWh]	8.30 [円/kWh] (▲0.06円)
沖縄	11.50 [円/kWh]	9.93 [円/kWh] (▲1.57円)

委員会の運営について

委員会の運営にあたっては、対面での委員会会議を毎月2～3回開催し、以下のような各種の案件について、委員会としての方針を審議し決定してきた。

- 大臣からの意見聴取への回答（託送料金の認可にあたっての意見 など）
- 個別事案への対応（市場監視等を通じて把握した事案への指導 など）
- 制度的課題への対応（競争環境を整備するための制度改善提案 など）

これに加えて、委員長、委員及び事務局の担当者による打ち合わせを頻繁に行い、専門会合における議論の進展状況や、事務局による個別案件の調査や分析の状況を把握し、その進め方について事務局に指導するなどを行ってきた。

こうした運営により、各種の案件にスピーディかつ適切に対応することができていると考えている。

委員会の中立性・独立性について

当委員会が合議制の機関として資源エネルギー庁から独立して設立されたのは、資源エネルギー庁はどうしても旧一般電気事業者に甘いのではないかという批判に答え、規制の運用の中立性をより確実に確保するためであったと考えられる。

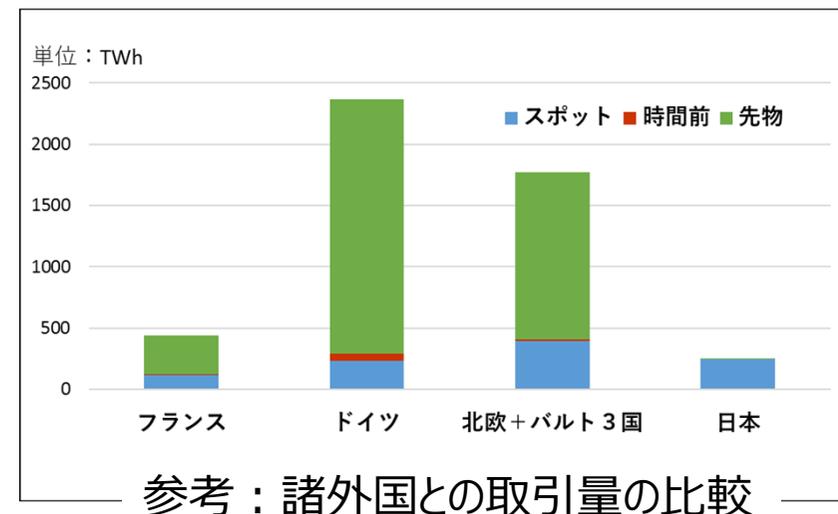
これまで5年間当委員会を運営してきたが、いかなる意味でも、当方の中立性・独立性が侵されたことはない。

（事業者を含めどの組織からも、特定の事業者に便宜を図るよう圧力をかけられたことは一切ない。）

そういう観点で、今の仕組みはうまく機能していると言えるのではないか。

今後の課題

- 我が国の電力システムの市場化はまだ黎明期。今後、時間前市場や先物・先渡市場など、さらに取引量が増大すると考えられる。
- また、近年中に、新たな託送料金規制（レベニューキャップ規制）も開始される。
- こうした状況変化にしっかりと対応していく必要があるところ、以下が課題。



1) 事務局の体制が脆弱 → 体制強化

英国の規制機関Ofgemの職員数は当委員会の約6倍

2) 専門的知見の向上・専門性を持った人材の活用

時間前市場や先物・先渡市場の取引量の増大により、市場間の相場操縦などの監視も必要に

託送料金規制の運用（料金審査）には、送配電設備の実情に関する知見などが必要

(参考) 諸外国の規制機関の体制

	日本	英国	ドイツ	フランス	米国
人数	約130名	約800名	約200名 +各州の職員	約150名	約1400名 +各州の職員
総発電電力量 (2017)	1,007 TWh	338 TWh	653 TWh	529 TWh	4,041 TWh
TWh当たりの 人数	0.13人	2.37人	0.31人 +各州の職員	0.28人	0.35人 +各州の職員

これまでの会合でいただいたご意見について

- 再エネ導入について、その目標を掲げることなどは電取委の役割ではないと思うが、再エネを価格メカニズムの下でいかに効率的に拡大し、活用していくかが今後重要となる。電取委は今後より役割を果たしていくべきではないか。（田中委員）

→ **再エネの拡大を阻害している制度を取り除くよう努める。（新規の接続を円滑化する仕組みの構築など）**

今後の再エネ拡大への支援は、市場の活用や効率性との両立が重要。この観点から積極的に提言をしていきたい。

- 規制機関が制度を設計してしまうと、自分が設計した制度に変更が必要か、客観的に判断するのはむずかしいのではないか。制度の設計には少し距離を置いたほうがいいのか。（山地座長）

→ **確かに、制度設計の基準が不明確だったり、制度設計の理由が不透明なときには、距離を置くべきだ。しかし、制度の詳細設計などは、競争促進・効率性の確保という明確な基準の下に、電力・ガス市場の実情に詳しい当委員会が中心となって進めた方が適切なケースが多い。透明性の確保は、制度的に担保する。**

（公取委や原子力規制庁なども、制度設計と規制の両方を担っている。）

その他（八田個人の見解）

- 電力・ガス市場システムを巡っては、環境政策や産業政策としてのエネルギー政策の観点から、今後とも様々な施策を講じていくことが政府にとって必要になると思われる。
- しかしエネルギー政策は、効率性との両立が重要。したがって、エネルギー政策についても、電力・ガス市場について知見を有する当委員会が、効率性の観点から制度設計に関与したり、建議することが重要と考える。引き続き、積極的にこうした役割を果たしていく。
- なお、この観点からは、「適正な電力・ガスの取引の確保」に加えて、以下のようなものを当委員会のミッションとして明確に位置づけることも検討すべきと思慮。
 - ✓ 公正な競争の促進
 - ✓ 市場メカニズムを通じた効率性の向上